



令和7年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料5

就労継続支援B型事業所における 工賃について



☆ 根拠規定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）。

（賃金及び工賃）

第192条 指定就労継続支援 A 型事業者は、第192条第 1 項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2～5 略

6 賃金及び第 3 項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（準用）

第202条 第 9 条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の 2、第35条の 2 から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条、第183条の 2、**第192条第 6 項**及び第193条から第195条までの規定は、**指定就労継続支援 B 型の事業について準用**する。（以下、略）

☆ 根拠規定

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
(平成25年3月25日 条例第14号)

(賃金及び工賃)

第180条 指定就労継続支援A型事業者は，第178条第1項の規定による利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するため，賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2～5 略

6 賃金および第3項に規定する工賃の支払いに要する額は，原則として，自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで，第20条，第21条，第23条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第77条，第86条，第88条から第94条まで，第146条，第147条，第171条の2，**第180条第6項**および第181条から第183条までの規定は，**指定就労継続支援B型の事業について準用**する。

(以下，略)

☆ 工賃

工賃 ≤ 生産活動収入－生産活動にかかる必要経費

→ 必ず変動が生じるもの

「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」

(令和7年11月28日付障障発1128第1号)

「…自立支援給付費から利用者への工賃を補填するなど、不適切な運営を行っている事業所があると指摘されているところ
です。」

↑ **ガイドライン発出の契機の一つ**

☆ 工賃

福祉事業活動収入

国保連からの自立支援給付費

利用者からの本人負担金、
日用品等の実費負担金

寄附金としての受領額

その他、職員からの給食代や
自動販売機収入等の雑収益

生産活動収入

生産活動により生じた収入

例)

- ✓ パン・クッキーなどの製品の販売収入
- ✓ 仕入れた商品の販売収入
- ✓ 下請け作業による加工賃収入
- ✓ 清掃などの受託収入 等

※ 障害者雇用調整金・報奨金、特定求職者雇用開発助成金等については、生産活動により生じた収入とは言いがたく、福祉事業活動収入に区分するのが通例です。

☆ 工賃

福祉事業活動費用

利用者の支援に必要な費用

事業の運営事務に必要な費用



福祉事業活動収入を得るために
必要となる経費

生産活動費用

生産活動に直接必要な費用



生産活動収入を得るために
必要となる経費

☆ 工賃を過大に設定すると…

就労継続支援B型の基本報酬は前年度の「平均工賃月額」により決定される。

例えば…

年度当初、平均工賃月額を32,000円と報告していたが、一部に自立支援給付費を充てており、生産活動収支のみで計算すると、24,000円だった。

就労継続支援B型サービス費(I)、定員20名以下だと、

(3) 平均工賃月額が30,000円以上35,000未満の場合 758単位

(5) 平均工賃月額が20,000円以上25,000未満の場合 726単位

→ 一か月 32単位×20名×23日=14,720単位を過大に請求

→ 一か月 147,200円を過大に請求

☆ 工賃を過大に設定すると…

運営指導等において、自立支援給付費等を工賃に充てている事業所が散見
→ その都度「自立支援給付費等を充ててはならないこと」を指導



「「生産活動シート」の提出について」
(令和8年1月15日付函福監)

☆ 工賃について

市内事業所…「時給」としているところがほとんど
(利用者が収入の目途をつけやすく生活設計しやすい,
等の理由)

- 「時給」のこまめな見直しを！
 - 「工賃向上計画」の見直しも必要！
- 「時給」ありきの工賃ではなく、
逆に「生産活動収入」から工賃を考える。

まとめ

- 令和8年度以降，年度当初に提出いただく「就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」に，「生産活動シート」を添付いただき，生産活動収支と前年度の工賃総額の確認を行います。
- 現在の工賃について，生産活動収支に見合った工賃となっているか，検証願います。
- 適正な工賃積算，報酬算定をお願いいたします。

